
株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

2008年11月28日

株主および登録株式質権者各位

東京都中央区八重洲1丁目6番6号
八重洲センタービル
スミダコーポレーション株式会社
代表執行役会長 八幡 滋行

当社は、2009年1月5日施行の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)」(以下、決済合理化法という。)附則第8条第1項に基づき、特別口座開設等につき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

当社が決済合理化法施行に際して、同法附則第8条第1項の定める通知対象株主等(株券等保管振替制度を利用されていない株主様および登録株式質権者様)のための口座(特別口座)の開設の申出により、特別口座を開設する口座管理機関は、次のとおりです。

名 称 東京証券代行株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、通知対象株主等について、決済合理化法の施行日以後遅滞なく、同法附則第8条第5項に定める事項(開設した特別口座および当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項)を株式会社証券保管振替機構に対し通知いたします。

以 上

(ご参考)

「特別口座」とは株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社(当社)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。